

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
その翌日)

告 示

鳥取県告示第百八十二号

西伯郡中山町下甲二百九十番地下中山農業協同組合長理事前野茂樹から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良(寺坂下甲地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十三号

東伯郡赤碕町大字赤碕千九百九十七番地一赤碕町農業協同組合長理事前田豊秋から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良(以西地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業の認可
- 土地の用途廃止
- 鳥取県有料道路大山環状道路の料金を徴収する期間及び時間
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第百一十一号の一部改正
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正
- 昭和三十九年八月鳥取県告示第百四十四号の一部改正
- 主要農作物種子対策事業補助金交付要綱の廃止
- れんげ原採種事業補助金交付要綱の廃止

昭和四十四年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行若桜橋支店 鳥取市藪片原町」を「株式会社鳥取銀行若桜橋支店 鳥取市元町」に、「株式会社鳥取銀行鳥取駅前支店 鳥取市東品治町」を「株式会社鳥取銀行鳥取駅前支店 鳥取市栄町」に改める。

鳥取県告示第百八十九号

主要農作物種子対策事業補助金交付要綱(昭和三十四年七月鳥取県告示第四百十四号)は、廃止する。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九十号

れんげ原採種事業補助金交付要綱(昭和三十五年十一月鳥取県告示第五百八十九号)は、廃止する。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗